

農産物等海外販路開拓支援事業Q&A(採択後)

No	Q	A
1 事業の実施について		
1	いつから事業に着手することができますか？	申請者が交付申請書(第1号様式)を県に提出後、県から通知される交付決定以降から事業に着手することができます。 ただし、事業に必要な経費の発注や支払いなど、交付決定前に早期に事業の着手が必要な場合は、交付決定通知前着手届を提出することができますので、当補助金担当者にご相談ください。
2	※補助対象経費から移動 事業が中止となった場合、旅行代金のキャンセル料は補助対象経費となりますか。	原則として認められませんが、事業の中止が不可抗力によるものであり、必要な手続きをとったにもかかわらず発生したキャンセル料については、例外的に経費として認められる場合があります。
3	活動費をクレジットカードで支払うことは可能ですか？	原則として認められませんが、銀行振り込みや現金支払いが困難なやむを得ない場合は、クレジットカードでの支払いが認められることがあります。 クレジットカードで支払った場合は、実績報告時に支払金額の根拠となる書類(請求書やレシート等)とクレジットカード会社が発行する利用明細を提出してください。 なお、クレジットカードで決済した経費の引き落としが補助対象期間外となった場合は、補助対象経費として認められません。
4	交付決定された事業の内容が変更となる場合、どのような手続きが必要ですか？	事業の内容が変更となる場合や、事業費に大きな増減が生じる場合、変更承認申請が必要な場合があります。 事業の内容に変更が生じる可能性がある場合は、あらかじめ当補助金担当までご相談ください。
2 実績報告について		
1	実績報告時に証憑書類を提出する必要がありますか？	すべての経費について証憑書類の提出が必要となります。証憑書類は原則として発行者の署名または押印のある領収書等で、事業者が経費を支出したことが分かるものが必要となります。領収書等の宛名は原則として、補助事業者名(団体名)とします。
2	現地通貨で表示された証憑書類は有効ですか？	原則日本円の証憑書類を提出していただきます。ただし、やむを得ず現地通貨による証憑書類を提出する場合、領収日の翌(営業)日の新聞に掲載された当該日レートもしくは三菱UFJ銀行のホームページ(領収日の国内レート)等を参考に計算し、日本円に換算後、1円未満を切り捨てとします。 なお、現地通貨で表示された証憑書類提出が必要となる場合、事業実施前に相談してください。
3	事業実施報告書(別記様式2)にはどのような事項を記載すれば良いですか？	事業実施計画書の記載を基に、その実績と成果を整理して記載してください。 特に、交付申請時に設定した目標に対する成果や、事業実施内容について、詳細に記載するとともに、事業実施の様子が分かる写真を任意様式に添付して提出してください。